

群馬県後期高齢者医療広域連合議会告示第3号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成19年3月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮田 和夫

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る情報公開条例施行
規程

(趣旨)

第1条 この告示は、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の所管に係る公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 議会が管理する公文書の公開等については、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年広域連合規則第5号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。